エヌエヌ生命保険株式会社

2021 年 5 月 10 日

プレスリリース

中小企業向け事業保険のエヌエヌ生命
“病気やケガなどによる就業不能リスク”に備える保険
「就業不能保障保険」を発売

～ 中小企業の経営者と従業員の働けなくなるリスクを幅広くカバー ～

エヌエヌ生命保険株式会社（代表取締役社長：フランク・エイシンク、本社：東京都渋谷区、以下「エヌエヌ生命」）は、2021 年 6 月 2 日より、解約返戻金がある「就業不能保障保険（Ⅳ型）」および解約返戻金がない「無解約返戻金型就業不能保障保険（Ⅳ型）」を発売します。新商品は、中小企業の経営者や従業員が病気やケガによる入院または在宅療養などで一定期間働けなくなった場合を幅広く保障します。これにより、中小企業で働く人の就業継続および中小企業の事業継続に備えることが可能になります。

【新商品のポイント】

■ 経営者や従業員が働けなくなった場合の就業不能リスクを幅広く保障
入院、在宅療養、所定の障害状態または要介護状態などによる就業不能状態時を幅広く保障します。

■ 中小企業の事業継続を支えるために手厚く保障
・毎月の就業不能給付金は最大 300 万円※1までお申込することができます。
・特定の９つの疾病など※2による就業不能状態時には、就業不能給付金（基準給付金月額）と同額の特定就業不能給付金を上乗せして給付します。（合計最大 600 万円）（就業不能給付金、特定就業不能給付金）

■ 不測の事態にも早期に保障
・就業不能給付金と特定就業不能給付金の第 1 回目の給付金は 3 ヵ月分まとめて給付します。
・特定の５つの疾病※3により入院、および特定の手術※4を受けたときには、就業不能給付金(基準給付金月額)と同額を一時金で給付します。（5 疾病入院・特定手術給付金）

■ 精神疾患による就業不能状態を保障
特則を付加することで、所定の精神疾患による就業不能状態時も保障します。
（就業不能（精神疾患）特則）

■ 就業不能状態から回復した後も保障
就業不能状態から回復した後も直後の 1 回分の給付金を給付します。※5

■ 従業員の福利厚生の充実にも対応
従業員が働けなくなった場合の職場復帰を促す福利厚生として活用することもできます。

■ ニーズに合わせたオーダーメイド設計が可能
中小企業の事業継続ニーズ、経営者・従業員の方々の就業継続ニーズに合わせて保険種類や契約条件を選択いただけます。

保険種類	解約返戻金が有るタイプ「就業不能保障保険（Ⅳ型）」 または 解約返戻金が無いタイプ「無解約返戻金型就業不能保障保険（Ⅳ型）」
共通	定額プラン※6または前期抑制プラン※7
共通	1 就業不能状態の支払上限回数（36 回（約 3 年）または 60 回（約 5 年）※通算 300 回
共通	就業不能（精神疾患）特則付加の有または無

※1 当社所定の年収制限があります。
※2 悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧性疾患、慢性膵炎、良性脳腫瘍、臓器移植、指定難病
※3 悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変
※4 冠動脈・大動脈バイパス術、弁置換術
※5 詳しくはご契約のしおりをご確認ください。
※6 就業不能給付金および特定就業不能給付金の第 2 回目以降の給付金月額が一定であるプラン
※7 就業不能給付金および特定就業不能給付金の第 14 回目までの給付金月額を半分に抑えたプラン

【開発の背景】

中小企業では、事業の運営が経営者の方に大きく依存しているケースが多く、経営者の方が働けず不在となった場合の経営リスクは大きくなります。

病気やケガにより働けなくなった場合には、中小企業経営者のうち 43.6%が、会社を清算せざるを得ない、事業存続が危ぶまれる、もしくは数年間事業が不安定になると考えています。また、必要保障額については、79.9%が事業継続の為に月額 100 万円超の保障を必要としており、受け取り期間については 86.8%が 3 年以内の期間を望んでいます。

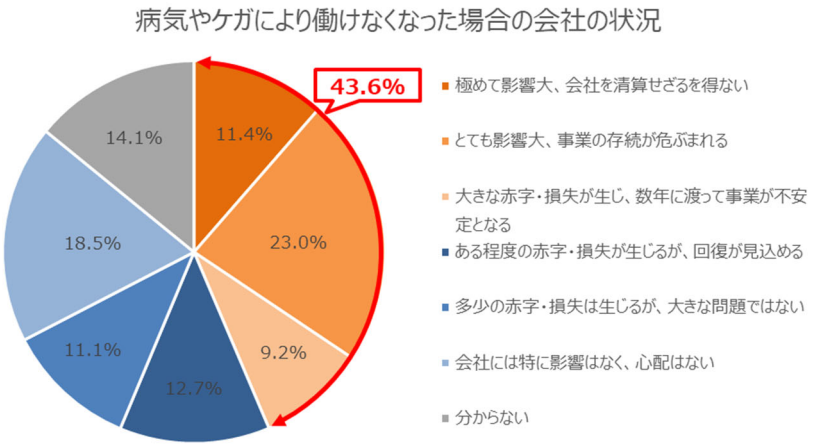

病気やケガにより働けなくなった場合の			
必要保障月額 無回答を除く中小企業経営者 601 名を対象		受け取り期間 無回答を除く中小企業経営者 492 名を対象	
100 万円未満	100 万円以上	3 年以内	3 年超
20.1%	**79.9%**	**86.8%**	13.2%

※　当社調査をもとに作成（中小企業経営者 1,000 名を対象に 2020 年 8 月に実施）

以上

本件に関する問い合わせ先（報道機関用）
エヌエヌ生命保険株式会社 広報部　原
TEL: 03-6892-0523　Email: ML-IL-JP-CCA@nnlife.co.jp

エヌエヌ生命は、オランダにルーツを持ち、175 年におよぶ伝統を誇る NN グループの一員です。NN グループは、欧州および日本を主な拠点とし、20 ヵ国にわたり、保険および資産運用事業を展開しています。その名は、源流である「ナショナーレ・ネーデルランデン」に由来しています。エヌエヌ生命は、1986 年に日本で初めてのヨーロッパ生まれの生命保険会社として営業を開始して以来、30 年以上にわたり、中小企業の”大切なもの”を共に守る商品やサービスをご提供しています。

別紙１【給付金支払のイメージ図：定額プランの場合】

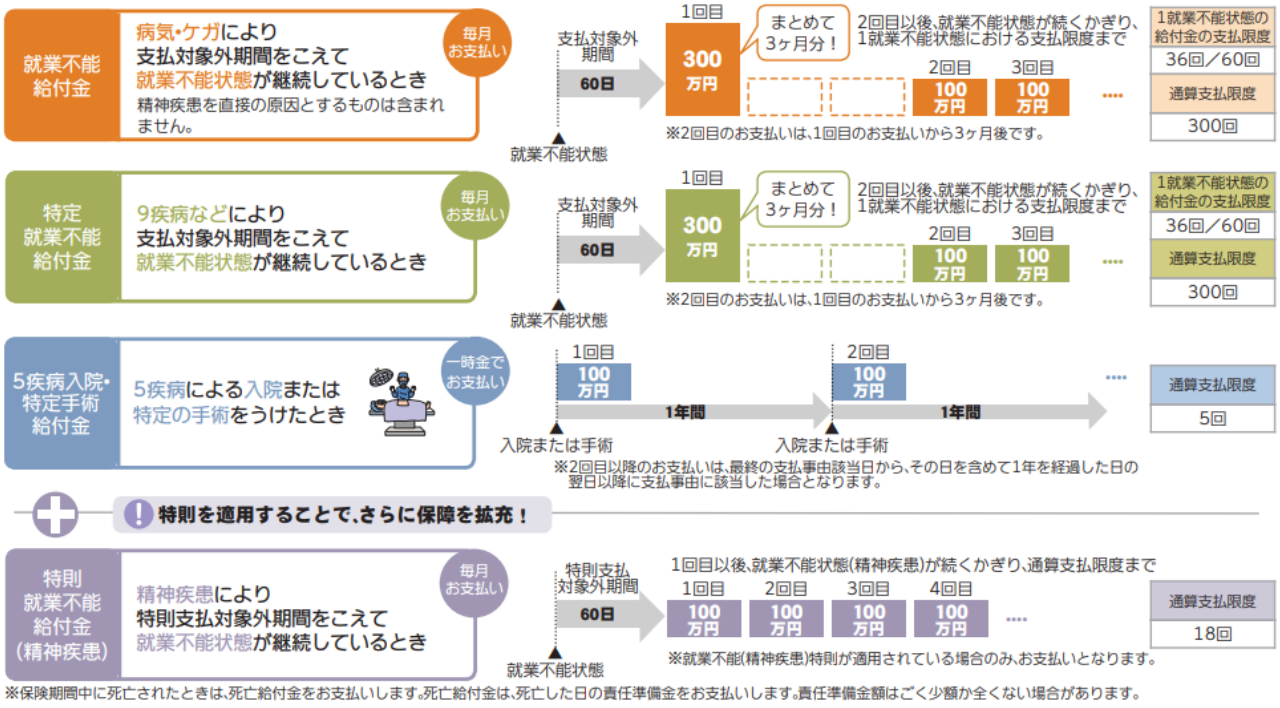

※保険期間中に死亡されたときは、死亡給付金をお支払いします。死亡給付金は、死亡した日の責任準備金をお支払いします。責任準備金額はごく少額か全くない場合があります。

別紙２【給付金の支払事由・金額】※1

給付金	支払事由	給付金の金額	受取人
就業不能 給付金	病気やケガによる就業不能状態※2 が継続しているとき（精神疾患を直接の原因とする就業不能状態を除く）	第１回目 基準給付金月額×3 第２回目以降 基準給付金月額 ただし、前期抑制プランの場合、15 回目以後は基準給付金月額×200%	被保険者 （契約者と死亡給付金受取人が同一法人の場合は契約者）
特定就業不能 給付金	以下の対象となる疾病などによる就業不能状態※2 が継続しているとき 対象となる疾病など 悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧性疾患、慢性膵炎、良性脳腫瘍、臓器移植、指定難病	第１回目 基準給付金月額×3 第２回目以降 基準給付金月額 ただし、前期抑制プランの場合、15 回目以後は基準給付金月額×200%	被保険者 （契約者と死亡給付金受取人が同一法人の場合は契約者）
５疾病入院・ 特定手術 給付金	以下の対象となる疾病により入院されたとき、もしくは、対象となる特定の手術を受けたとき 対象となる疾病および特定の手術 悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変、冠動脈・大動脈バイパス術、弁置換術	基準給付金月額と同額 2回目以降のお支払いは、最終の支払事由該当日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日以降に支払事由に該当した場合となります。	被保険者 （契約者と死亡給付金受取人が同一法人の場合は契約者）
死亡給付金	死亡されたとき	責任準備金額	死亡給付金受取人
【特則】 就業不能 給付金 （精神疾患）	所定の精神疾患による就業不能状態※2 が継続しているとき	基準給付金月額と同額	被保険者 （契約者と死亡給付金受取人が同一法人の場合は契約者）

※1 詳しくは、ご契約のしおり「給付内容」をご確認ください。

※2 就業不能状態とは、入院、在宅療養、所定の障害状態または要介護状態をいいます。

別紙３【契約内容】※

商品	就業不能保障保険（Ⅳ型）	無解約返戻金型就業不能保障保険(Ⅳ型)
解約返戻金	有り	無し
保険期間/保険料払込期間	55 歳～80 歳満了（歳満了のみ/1 歳刻）	55 歳～70 歳満了（歳満了のみ/1 歳刻）
販売プラン	定額プラン：就業不能給付金および特定就業不能給付金の第 2 回目以降の給付金月額が一定であるプラン 前期抑制プラン：就業不能給付金および特定就業不能給付金の第 14 回目までの給付金月額を半分に抑えたプラン	
契約年齢	18～60 歳	
基準給付金月額	定額プラン：10 万円～300 万円（単位：5 万円） 前期抑制プラン：10 万円～150 万円（単位：5 万円）	
支払対象外期間	就業不能給付金、特定就業不能給付金および就業不能給付金（精神疾患）：60 日	
1 就業不能状態の給付金の支払限度回数	就業不能給付金および特定就業不能給付金：36 回または 60 回	
通算支払限度回数	就業不能給付金および特定就業不能給付金：300 回 5 疾病入院・特定手術給付金：5 回 就業不能給付金（精神疾患）：18 回	
保険料払込方法	年払、半年払、月払	
保険料払込経路	口座振替扱、振込扱、団体扱、特別団体扱、集団扱	

※ 上記お取扱いには、当社所定の制限があります。

【保険料例】

・販売プラン：定額プラン
・就業不能（精神疾患）特則の適用：無し
・基準給付金月額：100 万円
・保険料払込方法：月払（口座振替扱）
・保険期間/保険料払込期間：70 歳満了
・1 就業不能状態の給付金の支払限度：36 回

契約年齢	就業不能保障保険（Ⅳ型）		無解約返戻金型就業不能保障保険(Ⅳ型)	
	男性	女性	男性	女性
40 歳	69,851 円	54,169 円	54,931 円	43,952 円
50 歳	91,061 円	68,595 円	81,880 円	62,370 円

計算基準日：2021 年 6 月 2 日

このプレスリリースは、商品の概略を説明したもので、保険募集を目的としたものではありません。商品の詳細は、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」などを必ずご覧ください。

別紙４【エヌエヌ生命が選ばれる理由】

中小企業「仕立て」の商品

エヌエヌ生命は、中小企業とその経営者の今と未来を守るため、法人向け保険を再定義しました。

LIFExLIFE（ライフ・バイ・ライフ）

中小企業の経営者が法人向けの生命保険への加入を検討する場合、その企業の現在と将来の成長ステージ（企業のライフサイクル）と経営者自身の成長ステージ（経営者のライフステージ）をあわせて検討することが大切になります。

中小企業の経営には、大きな責任を担っている経営者としての生き方や考え方が色濃く反映されています。企業が成長していくライフサイクルだけでなく、その中心となる経営者のライフステージの両方の視点を持つことにより、その先にあるリスクやニーズをより鮮明に捕らえることができます。

エヌエヌ生命では、中小企業とその経営者、２つの「LIFE（ライフ）」に着目する商品のデザインコンセプトを『LIFExLIFE』（ライフ・バイ・ライフ） と定義しました。
このエヌエヌ生命独自のデザインコンセプトで開発した中小企業「仕立て」の商品で、これからも中小企業とその経営者の今と未来を守る生命保険会社であることを目指します。